

報告第3号

木村産業研究所の重要文化財指定に伴う景観重要建造物の指定解除について

○令和3年8月2日付の官報（号外第177号）において景観重要建造物である木村産業研究所（指定番号第2号）が文化財保護法の規定による重要文化財に指定されました。重要文化財の指定に伴い、景観法第二十七条第一項の規定により令和3年8月3日に景観重要建造物の指定解除を行いました。



○木村産業研究所（指定番号第2号）
平成24年10月16日指定
令和3年8月3日指定解除

○景観法（関係条項抜粋）
（景観重要建造物の指定）

第十九条 3 第一項の規定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建造物については、適用しない。

（指定の解除）

第二十七条 景観行政団体の長は、景観重要建造物について、第十九条第三項に規定する建造物に該当するに至ったとき、又は滅失、毀損その他の事由によりその指定の理由が消滅したときは、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。